

ひこぼしくん・おりひめちゃん応援隊登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、交野市の産業PRキャラクター「おりひめちゃん」及び枚方市キャラクター「ひこぼしくん」(以下「キャラクター」という。)の普及活動及び活用に積極的に取り組む事業者等をひこぼしくん・おりひめちゃん応援隊(以下「応援隊」という。)として登録し、キャラクターの普及活動等に寄与することをもって、両市の地域経済の発展に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 応援隊対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 交野市内又は枚方市内に事業所を有し、事業活動を行う者
 - (2) 商工会議所、商店会、農業協同組合その他の交野市内若しくは枚方市内の産業の振興にかかわる団体
 - (3) その他市長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者とししないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、交野市又は枚方市の中立性を損なうおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項特定遊興飲食店営業、同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業のために利用するおそれがあるもの
 - (4) 不当な利益を得るために利用するおそれがあるもの
 - (5) 交野市又は枚方市の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるもの
 - (6) 交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者の利益につながるおそれがあるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が応援隊として不適当と認めるもの

(登録)

第3条 市長は、キャラクターの普及活動に積極的に取り組む事業者等を応援隊として登録することができる。

(登録の申込み)

第4条 前条の規定による登録を受けようとするものは、別に定める申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、登録の承認又は不承認を決定し、その内容を当該申込書を提出したものに通知するものとする。

2 市長は、第3条の規定により登録された事業者等（以下「登録事業者等」という。）に対し、別図に定める認定証を交付するものとする。

3 市長は、登録事業者等の情報を枚方市に提供するものとする。

(応援ロゴマークの提供等)

第6条 登録事業者等は、第3条の規定により登録された日から第9条第2項又は第3項の規定により登録が抹消されるまでの間、市長が提供するキャラクターの応援ロゴマーク及び名称を無償で使用することができる。ただし、本要領が廃止された場合はこの限りではない。

2 前項の応援ロゴマークのデザイン及び名称は、別図に定めるとおりとする。

3 第1項の規定により応援ロゴマーク及び名称を使用する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援ロゴマークのデザイン及び名称は、前項の規定により別図に定めるとおりとすること。

(2) キャラクターを前項の規定により応援ロゴマーク及び名称を改変して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。

(3) キャラクターの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。

- (4) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、交野市又は枚方市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (5) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動に使用すること。
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれのある目的のために使用すること。
- (8) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用すること。
- (9) 交野市若しくは枚方市の品位を傷つけ、又はキャラクターのイメージを損わせること。
- (10) 交野市暴力団排除条例（平成 24 年交野市条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者の利益につながる使用をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める使用をすること。

（登録事業者等の公表）

第 7 条 市長は、ホームページに掲載すること等により、登録事業者等の取組内容について公表するものとする。ただし、登録事業者等から公表を希望しない旨の申出があった場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、第 3 条の規定による登録があった日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（登録内容の変更）

第 8 条 登録事業者等は、住所、屋号又は業種等を変更する場合は、遅滞なく別に定める申出書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第 9 条 登録事業者等は、第 3 条の規定による登録の抹消を希望する場合は、当該登録を抹消されたい日の 7 日前までに、別に定める申出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申出書が提出された場合には、当該申出書を提出

したものの登録を抹消するものとする。

3 市長は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により登録の承認を受けたとき。
- (3) キャラクターの普及活動に積極的に取り組んでいないと認められるとき。
- (4) 第2条第2項各号に該当することが判明したとき。
- (5) 第6条第3項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録しておくことが適当でないと判断したとき。

4 第2項又は前項の規定により登録を抹消された事業者等は、第5条第2項の認定証を市長に返還しなければならない。

5 市長は、第2項又は前項の規定により登録を抹消した場合は、登録の抹消をした事業者等についての第7条第1項の規定による公表を取りやめるものとする。

(責任の制限等)

第10条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により登録を抹消した場合において、登録事業者等に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

2 交野市及び枚方市は、登録事業者等がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害について、その賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

3 登録事業者等は、キャラクターの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別図

【認定証の名称】 ひこぼしくん・おりひめちゃん応援隊認定証

【認定証の図形】



【応援ロゴマーク名称】 ひこぼしくん・おりひめちゃん応援ロゴマーク

【応援ロゴマーク図形】

